

第28回入善町農業委員会議事録

令和元年11月12日午後1時30分から第28回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 18名

| | | | |
|------------|------------|-----------|-----------|
| 1番 五十里 章 | 2番 米澤 一博 | 3番 中島 茂樹 | 4番 高澤 清晶 |
| 5番 島瀬 康一 | 6番 塚田 周一 | 7番 城崎 久満 | 8番 松原 二美榮 |
| 9番 米山 義隆 | 10番 鍋嶋 太郎 | 11番 上島 幸夫 | 12番 谷口 和子 |
| 13番 米田 喜代美 | 14番 山崎 林太郎 | 15番 愛場 義豊 | 16番 田中 吉春 |
| 17番 酒井 良博 | 18番 長原 均 | | |

欠席委員 なし

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

| | | |
|----------|------|-------|
| 入善町農業委員会 | 事務局長 | 小堀 勇 |
| 入善町農業委員会 | 係長 | 島尻 淳子 |
| 入善町農業委員会 | 主事 | 道下 玲也 |
| 入善町農業委員会 | 主事 | 浦田 佳明 |

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

| | |
|------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 会期及び議事日程の件 |
| 日程第2 | 議事録署名委員決定の件 |
| 日程第3 | 議案第98号 農地法第3条の規定による買受適格証明願の証明交付の件について |
| 日程第4 | 議案第99号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第5 | 議案第100号 農地法第5条の規定による意見進達について |
| 日程第6 | 議案第101号 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第7 | 議案第102号 農用地利用配分計画案に意見を付す件について |

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦労様です。先月、農業委員会長特別研修が福井県小浜市にて開催されました。意見交換会やスマート農業を導入している農業生産施設の視察を行いました。この研修で学んだことを町に還元できるようこれからも活動していければと思います。

それでは、本日もよろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第28回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。5番島瀬委員と6番塚田委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第98号、農地法第3条の規定による買受適格証明願の証明交付の件についてを議題といたします。なお、高澤委員が当事者となる議案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、審議終了まで退席願います。

（高澤委員退席）

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第98号、農地法第3条の規定による買受適格証明願の証明書交付の件について。農地法第3条の規定による買受適格者であることの証明願の申請が提出されましたので、その審議を求めます。

本案件につきましては、入善町において、公募入札による町有地の農地の売払いがあり、その入札に参加する者が農地法上買い手として適格であるかを判断し、買受適格証明書を交付するものであります。この適格証明書の交付を受けることで初めて入札に参加することができます。

買い手として適格であるかの判断につきましては、通常の農地法第3条の許可基準と同様の判断をするものとなっております。

また、適格証明書の交付を受けたものが落札した場合には、改めて農地法第3条の許可申請書を提出していただきます。この内容が買受適格証明書の交付時と同一内容であると認められれば、農業委員会総会での許可を受けることなく速やかに許可書を交付することとなっております。

したがいまして、本案件は買受適格証明書の交付についてと、落札後の農地法第3条の許可について、併せて審議していただくものとなります。

今回は、2件の証明願があります。

申請番号1番、農地の所在地は、青木〇〇、〇〇、東狐〇〇の計3筆で、現況地目、台帳地目ともに全て田で、面積は合計6,706㎡です。

申請人は、入善町木根〇〇の〇〇さんです。

続いて許可要件の確認です。

農地法第3条第2項第1号については、申請者が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具は一通り揃っていること、通作距離は1.0km以内で、通作に支障はないと見込まれることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における申請者は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号についても、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者がいない場合は認めないというも

のですが、農地所有適格法人のため問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反分要件ですが、申請者の当該農地取得後の経営面積は249,416㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は債権者が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率のかつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

対象農地が青木地区と飯野地区にあるため、農業委員による意見書の確認印は、中島委員と島瀬委員のお二方にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は、農地の所在地は、青木〇〇、〇〇の計2筆で、現況地目、台帳地目ともに全て田で、面積は合計5,385㎡です。

申請人は、入善町青木〇〇の〇〇さんです。

続いて許可要件の確認です。

農地法第3条第2項第1号については、申請者が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具は一通り揃っていること、通作距離は3.0km以内で、通作に支障はないと見込まれることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における申請者は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号についても、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年250日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反分要件ですが、申請者の当該農地取得後の経営面積は9,900㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は債権者が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率のかつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、中島委員にいただいております。

以上、2件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

中島委員

事務局の説明のとおりであり、問題ありません。

島瀬委員

取水排水口及び機械乗入口が確保されているため、問題ありません。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

米山委員

どのような理由で証明願を交付しているのでしょうか。

事務局

公売になった農地を入札に参加する場合、農地法の許可を受ける見込みのある者であることを証明するための書類として買受適格証明書を交付しています。また、農地法の許可というのは、農地法第3条の許可基準と同様の判断としております。

議長（鍋嶋 太郎）

その他何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第98号、農地法第3条の規定による買受適格証明願の証明交付の件についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

（高澤委員入場）

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第99号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第99号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、4件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は入善町東狐〇〇外5筆、計6筆で、上飯野新〇〇の台帳地目、現況地目はともに畑でそれ以外の筆はすべて田です。合計面積は6,989㎡です。

譲渡人は入善町上飯野新〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町上飯野新〇〇の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人が一部耕作しており、所有権移転するため今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は自動車で10分以内であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が60年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年120日にわたり農作業に従

事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、9,187㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、島瀬委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は入善町高島〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は440㎡です。

譲渡人は大阪市淀川区木川西〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町高島〇〇の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人が耕作しており、所有権移転するため今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は徒歩で10分以内であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が40年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年120日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、9,909㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、島瀬委員にいただいております。

申請番号3番、農地の所在地は入善町新屋〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は684㎡です。

譲渡人は入善町新屋〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町新屋〇〇の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人が耕作しており、所有権移転するため今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は100m以内であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が20年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的

に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年150日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、26,819㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、米山委員にいただいております。

申請番号4番、農地の所在地は入善町舟見〇〇外5筆の計6筆で、台帳地目、現況地目は全てともに田、合計面積は7,790㎡です。

譲渡人は入善町舟見〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町舟見〇〇の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人が耕作しており、所有権移転するため今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は1km以内であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が40年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年150日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、34,872㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、愛場委員にいただいております。

以上、4件の申請です。よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

島瀬委員

受付番号1番ですが、後継人がいないため兄である譲受人に所有権移転するということでした。農地法第3条の要件も満たしていることから、問題はないと判断し確認印を押しました。

受付番号2番ですが、事務局の説明のとおりであり、現地も確認しましたが、問題ありませんでした。

米山委員

譲渡人と譲受人は親戚の関係であり、現在も譲受人が耕作をしているということで、問題はないと判断しました。

愛場委員

譲渡人と譲受人は親戚の関係であり、何十年も譲受人が耕作をしているということでしたので、問題はありせん。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第99号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定します。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第100号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第100号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番。申請地は入善町上飯野〇〇外2筆の計3筆、台帳、現況地目ともに田で、面積は1,423㎡です。

譲渡人は滑川市柳原〇〇の〇〇さんで、譲受人は入善町上飯野〇〇の〇〇さんです。転用目的は「土砂置場敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

申請者の〇〇さんは、運送及び土石販売業を営んでおり、工事に伴う工事用残土や埋め戻し用の土砂の運搬を行っております。現在、工事により発生する残土は、既存地内にストックしていますが、既に満杯であり、置き場が不足していることから、新たな土砂置場が必要となり、今回の申請となりました。

申請面積は1,423㎡と、土砂3,000㎡のストックヤードとして利用するための必要な面積です。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「土砂置場敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)による、「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われま

す。申請地は、令和元年8月29日に農業振興地域の用途区分の変更済みであり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

申請番号2番。申請地は入善町春日〇〇の計1筆、台帳地目は田、現況地目は畑で、面積は313㎡です。

貸渡人は入善町春日〇〇の〇〇さんで、借受人は小矢部市五社〇〇の〇〇さん外1名です。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

現在、申請人の〇〇さんは小矢部市の実家で生活、〇〇さんは、入善町の実家で子供2人と両親、妹と生活し、夫婦別々で生活しています。

子供の世話、将来的に妻の両親の面倒をみたいことから、また現在居住している実家の敷地内では増築するスペースが確保できないことから、実家近くの申請地を義父から借り受けて、自己の住宅を建設する計画をたて、今回の申請となりました。

申請地は、313㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車スペース、庭等として利用するために必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可基準としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる」と認められない」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われま

す。申請地は、昭和50年11月25日に農業振興地域の用途区分の変更済みであり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

以上、2件です。よろしくお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

塚田委員

受付番号1番ですが、譲受人は町外で生活されているため、管理することが難しい状況であり、他に適した土地も存在しませんでしたので、確認印を押しました。

山崎委員

受付番号2番は、事務局の説明のとおりであり、現地確認も行いましたが問題はなかったため、確認印を押しました。

議長(鍋嶋 太郎)

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第100号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第101号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第101号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和元年11月12日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、234件の申請となり、全て農地中間管理事業に関する申請でありますので、議案第102号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」も合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。令和元年11月12日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。件数が多いので、別紙にて報告させていただきます。

まず、新規設定です。

入善地区 1件、1筆、2,491㎡
上原地区 3件、11筆、20,020㎡
青木地区 10件、28筆、52,651㎡
飯野地区 28件、83筆、160,551㎡
小摺戸地区 3件、7筆、15,792㎡
新屋地区 5件、18筆、33,685㎡
栲山地区 7件、13筆、22,517㎡
横山地区はありません。
舟見地区 3件、8筆、7,955㎡
野中地区 2件、6筆、15,814㎡

以上、新規の合計は、62件、175筆、331,476㎡です。

続いて再設定です。

入善地区 4件、15筆、31,763㎡
上原地区 10件、22筆、50,986㎡
青木地区 14件、27筆、40,534㎡
飯野地区 90件、211筆、344,394㎡
小摺戸地区 17件、44筆、95,901㎡

新屋地区 17件、49筆、95,063㎡
 桐山地区 8件、18筆、43,688㎡
 横山地区 1件、6筆、10,818㎡
 舟見地区 5件、8筆、19,713㎡
 野中地区 6件、15筆、33,988㎡

以上、再設定の合計は、172件、415筆、766,848㎡です。
 新規、再設定合わせて、234件、590筆、1,098,324㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第101号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第102号、農用地利用配分計画案に意見を付す件についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長(鍋嶋 太郎)

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はありませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

お手元に農業者年金や農地転用に関する配布物があると思いますが、ご一読していただき今後の活動に役立てていただければ幸いです。また、明後日11月15日金曜日に令和元年度富山県農業委員会大会がアイザック小杉文化ホール「ラポール」にて開催されます。3年に1度の大会でございますので、参加をお願いします。

議長(鍋嶋 太郎)

その他、何かご意見等はありませんか。

議長(鍋嶋 太郎)

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第28回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、12月6日金曜日、午後1時30分から行いますのでよろしく願いいたします。

(閉会 午後2時30分)